

## 丸田産業株式会社

### 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

すべての従業員がその能力を十分に発揮し、働きやすい職場環境を整えるため、次のよう  
に行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和4年 4月 1日～ 令和7年 3月 31日までの 3年間

2. 目標と取組内容・実施時期

<目標>

次有給休暇の取得日数を一人当たり平均年間 7 日以上とする。

<取組内容・実施時期>

- 令和 4年 4月～ 計画的な取得に向け、事業部単位での取得目標の設定と進捗管理  
を行う
- 令和 4年 10月～ 定期的な社内通知、管理職への呼びかけ等、取得促進への啓発を  
行う

\*\*\*\*\*

2021年4月現在

【雇用管理区分ごとの有休休暇取得率】

(事業部)

本部	: 40.3%
モビリティサービス事業部	: 15.7%
メンテナンス事業部	: 45.6%
エステティ事業部	: 59.9%